

令和 2 年 8 月 13 日  
健康福祉局生活衛生課

## 旅館業法施行細則等の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、「旅館業法施行条例」を改正したことを受け、旅館業法施行条例から旅館業法施行細則に委任されている事項の改正を予定しています。

また、旅館業法施行細則の改正に伴い「旅館業の営業の許可・旅館業の地位の承継承認（合併又は分割）・旅館業の地位の承継承認（相続）に関する審査基準」の一部も改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 意見公募期間

令和 2 年 8 月 13 日（木）から令和 2 年 9 月 11 日（金）まで（必着）

### 2 意見提出方法

別添の意見提出用紙に御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

なお、お電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

#### (1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp](mailto:kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp)

横浜市健康福祉局生活衛生課 宛

#### (2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市健康福祉局生活衛生課 宛

#### (3) FAX の場合

FAX 番号：045-641-6074

横浜市健康福祉局生活衛生課 宛

### 3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスなど個人が特定できる内容を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認等、本意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) 個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従い適切に取り扱います。

### 4 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市健康福祉局生活衛生課

電話：045-671-2456 FAX：045-641-6074

※電話による御意見は御遠慮ください。